

# 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書自動交付サービスの発行料を定める規程

令和4年7月13日地情機規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書自動交付サービスの発行料を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における利用者とは、個人番号カードを使い新型コロナウイルス感染症予防接種証明書自動交付サービスを利用する者をいう。

(発行料)

第3条 利用者が地方公共団体情報システム機構に支払う発行料は、証明書1通当たり3円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

附 則

この規程は、令和4年7月13日から施行する。